

特許審査の品質管理に関するマニュアル (品質マニュアル)

平成26年8月
特許庁

改訂履歴

日付	内容
平成 26 年 8 月 27 日	初版公表

はじめに

近年研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションの増進を図るため、国内外での知的財産戦略の重要性が一層増大している。我が国出願人について見ても、PCT国際出願の増加や量から質への出願の厳選が進むなど、その出願戦略は大きく転換している。また、特許を巡る国際協力や交渉の舞台も、既存の日米欧の三極体制に加え、中韓も交えた五庁、更にはASEAN各国やインド等の新興国にも広がりを見せている。このような状況の下、こうした国々での予見性ある権利取得に向けた制度・運用の国際調和の取組が進む一方、各国政府間で、自国の国際競争力強化の観点から、如何にイノベーションを喚起し得る知財システムとするかという「制度間競争」ともいえる状況が起きていることを認識する必要がある。

これらを背景として、平成25年6月7日に閣議決定された知的財産政策に関する基本方針では、「国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと」が目標として掲げられ、同月14日に閣議決定された日本再興戦略においても、知的財産戦略の強化が成長戦略の大きな柱の一つとして取り上げられている。平成26年6月24日には、日本再興戦略改訂2014が閣議決定され、「引き続き世界最高の知財立国を目指す」とされている。

「世界最先端の知財システム」の構築に向けて、特許庁は、信頼性の高い的確な特許審査¹を適時に行い、その結果を国内外に早期に発信する必要がある。このためには、「世界最速・最高品質の特許審査」を持続的に提供することが必要であり、世界最高品質の特許審査については、特に、出願された技術を十分に理解し、必要十分な国内外のサーチ及び特許要件に関する的確な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な（役に立つ）特許権の設定を推進していくことが重要である。

特許庁は、この「強く広く役に立つ特許権」を付与していくことを内外に明らかにすべく、特許審査に関する品質ポリシーを策定したところである。

この品質ポリシーは、特許審査の品質管理の基本原則となるものであり、特許審査業務を行う審査部においては、この基本原則に基づいて、特許審査の品質管理を実施し、特許審査の質の維持・向上を確実に図っていくことが必要である。

¹ 発明の審査（PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備審査を含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。

適用範囲

このマニュアルは、特許審査に関わる審査部内の部署及びこれらに属する職員が行う特許審査業務に対して適用される。

目次

I. 品質管理システムについて.....	1
1. 品質ポリシーとの関係	1
(1) 総論	1
(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性	2
2. 特許審査の質の維持・向上のサイクル（P D C Aサイクル）の概要.....	5
(1) 審査部全体のP D C Aサイクル	5
(2) 審査長単位におけるP D C Aサイクル.....	5
3. 品質管理実施体制の概要.....	7
II. 審査部内の取組.....	10
1. 特許審査業務の実施 [D O]（審査長単位におけるP D C Aサイクル） ...	10
(1) 審査官による特許審査業務の実施 [d o]	11
(i) 特許審査（本願理解・サーチ・判断・起案）	11
(ii) 協議.....	12
(iii) 面接等.....	12
(iv) 検索インデックス付与.....	13
(2) 審査長単位における特許審査の質のチェック [c h e c k]	14
(i) 決裁	14
(ii) 分類・形式的事項等に関する起案チェック.....	14
(iii) P C T出願及び特許査定等のサンプルチェック	15
(3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務 [a c t]	15
(i) チェック結果等に基づく質の向上	15
(ii) 組織的な情報の共有	16
(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上.....	16
(iv) 検索インデックスの整備	16
(v) レビュー結果等に基づく質の向上.....	17
(4) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [p l	17
a n]	17
2. 特許審査業務の評価 [C H E C K]	18
(1) データ収集・分析	18
(i) P C T出願及び特許査定等のサンプルチェック（再掲、上記1. (2)	18
(ii) 参照)	18
(iii) 形式的瑕疵サンプルチェック	18
(iv) ユーザー評価調査に基づく質に関するユーザーニーズの把握.....	19
(v) 内外乖離状況等の把握.....	19
(vi) 審判関連データの収集.....	19
(vii) 各種品質関連の取組の結果等の収集.....	20

(2) データ分析結果の評価.....	20
(i) 特許審査業務等の問題点抽出.....	20
(ii) レビュー（取組報告、中間レビュー）.....	20
3. 特許審査関連施策の検討・修正 [ACT]	21
(1) 審査基準の作成（改訂）・公開.....	22
(2) 特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討.....	22
4. 特許審査の方針策定 [PLAN]	22
III. 外部関係者との協力.....	23
1. ユーザーとの意見交換.....	23
2. 出願人・代理人等による明細書等の質の向上、サーチの充実等.....	23
3. 登録調査機関によるサーチ・検索インデックス付与等の質の向上.....	24
(1) 登録調査機関によるサーチ.....	24
(2) 登録調査機関による一元付与.....	24
4. 民間事業者による検索インデックス等の再解析の質の向上等.....	25
5. 特許審査に関する情報提供.....	25
IV. 国際的な取組.....	26
1. 他庁への審査結果の提供（PCT国際調査報告、PPH等）.....	26
2. 他庁との品質管理システムに関する情報共有・共同研究等（品質ポリシーや 質の向上施策の国際展開）.....	26
V. 用語の定義.....	28

参考1：特許審査に関する品質ポリシー

参考2：品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組の対応表

I. 品質管理システムについて

1. 品質ポリシーとの関係

(1) 総論

特許審査に関する品質ポリシー²（以下、単に「品質ポリシー」という。）は、国際的に信頼される、質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理³（以下、単に「品質管理」という。）の基本原則を示し、特許庁が世界最高品質の特許審査の実現に取り組むためのものである。

世界最高品質の特許審査を実現するため、審査部は、品質ポリシーに沿った品質管理の実施を通じて、特許審査を的確に実施し、ユーザーの幅広いニーズや期待に応える特許審査に関する施策を企画・立案して実行に移すとともに、これらの取組について継続的改善を図っていく。

品質管理とは、品質ポリシーに沿い、なおかつ、特許審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるPDCAサイクル⁴に沿って互いに関連付けて整理された特許審査の取組の総体であり、その着実な実施にあたっては各組織・職員の役割を明確にした実施体制を構築する必要がある。

特許審査に関する品質管理システム（以下、単に「品質管理システム」という。）は、上記品質管理及びその実施体制からなるものである。

この「特許審査の品質管理に関するマニュアル⁵（品質マニュアル）」は、品質ポリシーによって規定される基本原則に沿った品質管理の統一的な実施に資するべく、上記品質管理システムを文書化したものである。

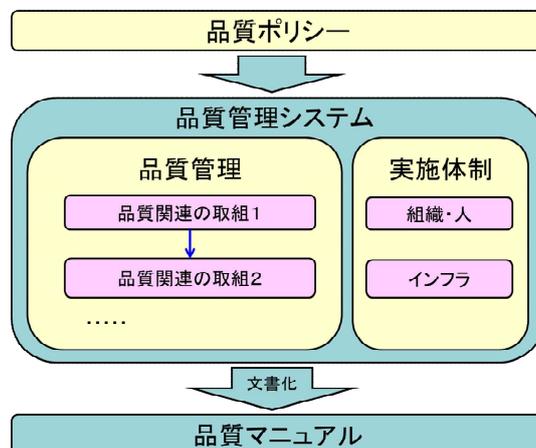


図1 品質ポリシー、品質管理システム及び品質マニュアルの関係図

² 品質ポリシーについては、巻末の参考1を参照。

³ この用語は従前から用いられてきた「品質監理」を含むものとして用いている。

⁴ 計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返すことと、継続的にプロセスを改善していく手法。

⁵ このマニュアルは、PCTガイドライン21章でいうところの「Quality Manual（品質マニュアル）」に相当するものである。

(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性

品質ポリシーは、品質管理の基本原則であるから、品質管理を構成する審査部の各取組は、品質ポリシーで掲げられた事項と密接な関連を有すべきものである。

ここでは、品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性を、品質ポリシーの項目に沿って説明する⁶。

① 強く・広く・役に立つ特許権を設定します

質の高い特許権は、後に無効にならない強さ（安定性）と発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な（役に立つ）ものである必要がある。このような特許権は、グローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で不可欠であり、このような特許権の付与につながる特許審査が質の高い特許審査といえる。

(i) 強い特許権について

審査主義の下で権利の安定性を確保するためには、「瑕疵のない特許審査」、すなわち特許審査において出願が法定要件を充足するかどうかの的確な判断がなされることが大前提となる。

また、グローバルな事業展開を支援する上で、国内で設定する権利は、国内での発明の活用と権利行使のみならず、海外での権利取得にも寄与すべきであるから、国際的にも信頼されるものでなければならない。

(ii) 広い特許権について

発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを確保するためには、必要以上に特許請求の範囲の減縮を求めることがないよう、明細書に開示された従来技術水準に対する発明の技術的貢献度を適切に把握することが求められる。一方、出願時の明細書における発明の開示の程度は、出願人（及び代理人）が決定することである。

したがって、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さの確保に向けて、審査官は、従来技術水準を適切に把握し、かつ出願人と審査官との間で十分な意思疎通が図られるよう取り組むとともに、出願内容の適正化に向けた出願人の取組を促進することが必要である。

(iii) 役に立つ特許権について

世界に通用する、すなわち他庁での特許審査等の際にも尊重されるような有用な特許権を設定するためには、まずは、保護の客体となるべき発明そのものに高い市場価値があることが求められ、また出願人は、自らの事業戦略

⁶ 品質ポリシーの項目と品質マニュアルに記載された取組との対応を示した巻末の参考2も参照。

や知財戦略に基づいて、発明の市場価値を最大化できるような適切な内容の出願を適時に行うことが必要である。

また、こうした出願を出願人の戦略上の重要度を踏まえて審査するためには、審査部及び審査官が出願人の事業戦略や知財戦略を理解することが必要であり、それらを意識した特許審査の取組が求められる。

さらに、企業のグローバルな事業展開が拡大する中、海外においても的確な特許審査と権利付与がなされることが望まれる。このため、特許庁が国際的に信頼される質の高い特許権を付与することに加えて、国際的なワークショップの枠組みを最大限有効に機能させる必要がある。

② 幅広いニーズや期待に応えます

質の高い特許審査は、当然ながら、ユーザーの満足に資するものでなければならない。また、特許制度は、広く社会全体のためのものでもあるから、我が国社会の利益及び直接のユーザー以外の特許制度に関わる者の満足をも考慮する必要がある。したがって、審査部は、法令遵守等の観点を重視しつつ、広く特許制度に関わる者のニーズの把握に努めて特許審査に関する施策の企画・立案に活かしていくことが必要である。

また、審査官は、出願人・代理人等と十分な意思疎通を図りつつ、条約・法令及び特許・実用新案審査基準（以下、「審査基準」という。）等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査を行うことで、幅広いニーズや期待に応える特許審査を行うことが求められる。

③ 全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます

特許審査の質を維持・向上するにあたっては、審査部が、組織全体として自ら業務の改善に取り組むことはもちろん、出願人・代理人や登録調査機関等の関係者と協力して、明細書等、検索インデックス付与及び検索報告書等の質の向上を図っていくことが重要である。

④ 国際的な特許審査の質の向上に貢献します

グローバルな事業展開の支援の観点からは、国内外において質の高い特許審査が行われ、質の高い特許権が設定されることが重要である。このため、PPH⁷、PCT制度改善、特許制度調和及び国際審査官協議等の、国際的な特許審査の質の向上に貢献する取組を積極的に推進することが求められる。

また、我が国特許庁の審査情報が他庁における特許審査で積極的に利用されるようになれば、我が国企業にとって海外での権利取得に関する予見性が高まり、グローバルな事業展開を支援することにつながる。このため、上記取組を

⁷ PPH: Patent Prosecution Highway

各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組み。

積極的に推進することに加え、他庁での特許審査に有用な質の高い審査情報を適時に提供できるよう、審査官が自身の審査結果が他庁において利用されるということを十分に意識して特許審査を進めることが求められる。

⑤ 継続的に業務を改善します

特許審査の質の向上にあたっては、品質管理の実施状況や特許審査の質等を継続的にモニタリングし、現状を的確に把握した上で、必要な施策を検討することが必要である。

また、例えば技術の進展によりサーチすべき範囲が拡大するなど、特許審査を巡る状況は日々変化する。審査部は、特許審査を巡る状況の変化や特許審査の質に関する種々の情報を特許審査に関わる全ての職員に提供し、職員は、提供された情報を用いて継続的に自身の業務を改善することが求められる。

⑥ 職員の知識・能力を向上させます

特許審査の質の向上のためには、特許審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。特許審査に関わる全ての職員は、日々の自主的な研さんに励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。また、審査部も、十分な研修の機会を提供するなど、組織としてサポートすることが重要である。

2. 特許審査の質の維持・向上のサイクル（P D C Aサイクル）の概要

上記1.（1）で述べたように、品質管理を構成する各種取組は、特許審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるP D C Aサイクルに沿ってお互いに関連付けられる必要がある。このP D C Aサイクルは、審査部全体と、審査長単位の2つのレベルからなる。これらの2つのP D C Aサイクルの関係の概念図を図2に示す。

（1）審査部全体のP D C Aサイクル

審査部全体のP D C Aサイクル（図2の上部に示されたP D C Aサイクル）は、次のように機能する。

すなわち、年度当初に審査部全体の方針が決定（P L A N：Ⅱ. 4. 参照）され、それを受けて特許審査及びその関連業務（以下、「特許審査業務」という。）が遂行（D O：Ⅱ. 1. 参照）される。そして、特許審査業務は各種の手法で評価（C H E C K：Ⅱ. 2. 参照）され、必要に応じて特許審査業務や審査部の施策等が修正（A C T：Ⅱ. 3. 参照）され、次年度の方針決定（P L A N：Ⅱ. 4. 参照）に反映されることにより、特許審査の質の維持・向上が図られる。

（2）審査長単位におけるP D C Aサイクル

上記（1）のP D C Aサイクルに加え、特許審査業務の実施を行う各審査長単位においても、P D C Aサイクル（図2の右下に示されたP D C Aサイクル）による質の維持・向上が図られる⁸。

すなわち、年度当初に審査部全体及び各審査部の方針を受けて特許審査の方針が決定（p l a n：Ⅱ. 1.（4）参照）され、審査官は、当該方針に沿って協議や面接等を活用しつつ特許審査業務を実施（d o：Ⅱ. 1.（1）参照）する。そして、審査官による特許審査業務（処分等）は、起案内容のチェック（c h e c k：Ⅱ. 1.（2）(i) (ii)参照）及び担当技術分野における高い知識や判断力を有するチェック者によるサンプルチェック（c h e c k：Ⅱ. 1.（2）(iii)参照）により質のチェックを受け、必要に応じて判断、起案等について指導が行われることで個別の処分等をより適切なものとし（a c t：Ⅱ. 1.（3）(i)参照）、質が担保される。

また、各審査長単位・審査官は、各種の品質関連情報等（C H E C K：Ⅱ. 2. 参照）の提供を受けて、特許審査業務の改善（a c t：Ⅱ. 1.（3）(v)参照）、審査官間の知識共有、自主的な研さん、研修等による知識の習得・能力の向上、検索インデックスの整備等（a c t：Ⅱ. 1.（3）(ii)～(iv)参照）を行う。

以上の取組で得られた知見は、それ以降の特許審査の取組策定（p l a n：

⁸ 審査部全体のP D C Aサイクルの各要素は「P L A N」等と大文字で表記し、審査長単位におけるP D C Aサイクルの要素は「p l a n」等と小文字で表記している。

Ⅱ. 1. (4) 参照) に反映されることにより、特許審査の質の維持・向上が図られる。なお、審査長単位における業務改善は、日々の業務において適時に行われるものであり、また、審査長単位の中の技術単位等の主体的な取組によっても、その一部が担われるものである。

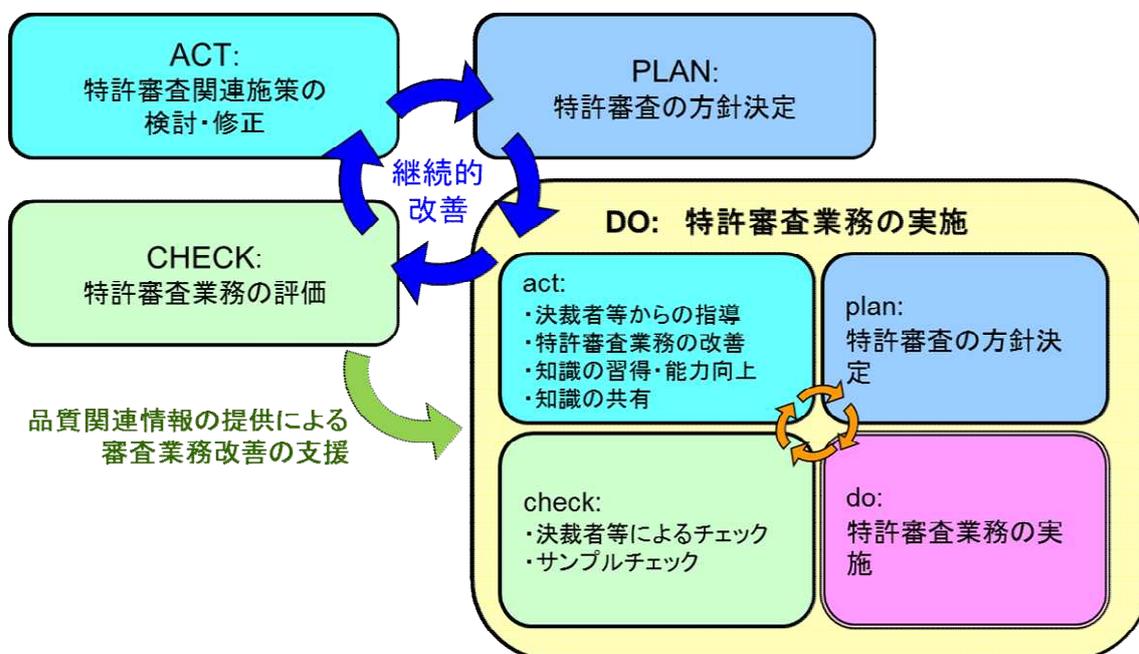


図2 特許審査の質の維持・向上のためのサイクル (PDCA サイクル) 概念図

3. 品質管理実施体制の概要

本品質マニュアルで説明する品質管理システムは、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監がその整備と実施に対して責任を負う。

特許庁長官及び特許技監の下、特許審査業務を担当する組織・職員はそれぞれが分掌する事務を行う⁹。

審査官は、各審査部部長及び各審査部に置かれた審査長のマネジメントの下、分掌された技術について特許審査を行う。各審査部・各審査長単位は、調整課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する技術分野に応じた独自の取組を行うことで、特許審査の質の向上を図る。

調整課は、特許審査に関する企画及び立案を含めた、特許審査に関する事務の調整に関する事務をつかさどる。

調整課の品質監理室は、特許審査の品質管理に関する事務を行う。具体的には、例えば、協議・決裁、各種サンプルチェック、審判情報の活用等の審査部・審査長単位が実施する施策や、ユーザー評価調査といった品質関連施策の企画・立案を行う。また、特許審査の質に関する各種データ収集等、後述の品質管理を行う庁内委員会が実施する特許審査の質の分析・評価のサポートを行う。

品質管理庁内委員会は、特許審査の質の分析・評価を行うことを通じて品質管理を行い、各審査部内の有識者（審査長等）により構成される。品質管理庁内委員会は、サンプルチェック結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された特許審査の質に関するデータを分析・評価し、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場で、特許審査の質の現状や解決すべき課題を明らかにする。そして、その結果を特許技監及び調整課に報告するとともに、サンプルチェックに関するデータや分析結果（決裁の際の特許審査の質のチェックの観点等）を各審査部・各審査長単位にフィードバックする。これらに加えて、品質管理庁内委員会は、品質監理室が企画・立案する各種施策について助言を行う。

調整課に所属の品質管理官は、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する管理職経験者又は審査官から選任され、各種サンプルチェックを行うとともに、その結果を審査長等や審査官にフィードバックする。

外部有識者で構成する委員会（産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会）は、本品質マニュアルで説明する品質管理システムが、特許審査の質の維持・向上のために適切に機能しているかどうかを第三者の目で確認し、

⁹ 各部署等の所掌事務については、「経済産業省組織令」、「経済産業省組織規則」を参照。

品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を行う。当該委員会は、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成され、その評価結果は、特許審査関連施策の検討・修正（ACT）及び特許審査の方針策定（PLAN）を行う際に考慮され、品質管理システムの実効性の維持・向上に活用される。

また、当該委員会は、上記評価を行うための評価項目及び達成すべき目標を定める。特許庁は、当該目標の達成を図るとともに、当該目標に対する実績を公表する。

出願人・代理人等の制度ユーザーは、特許出願時の明細書等や拒絶理由通知に対する意見書等を通じて、特許審査の質に影響を及ぼす。これらに加えて、ユーザー評価調査への回答や様々な意見交換の機会を通じ、特許審査の質の維持・向上のための情報を提供する。

我が国特許庁は、他庁との間で審査情報の相互利用を行う。我が国特許庁は、他庁と協力しながら、相互利用が可能となった審査情報を比較・研究することにより、特許審査の質の維持・向上に役立てる。

品質管理、その実施体制及びそれらの関係を示した品質管理システムの全体像を図3に、組織図を図4に示す。

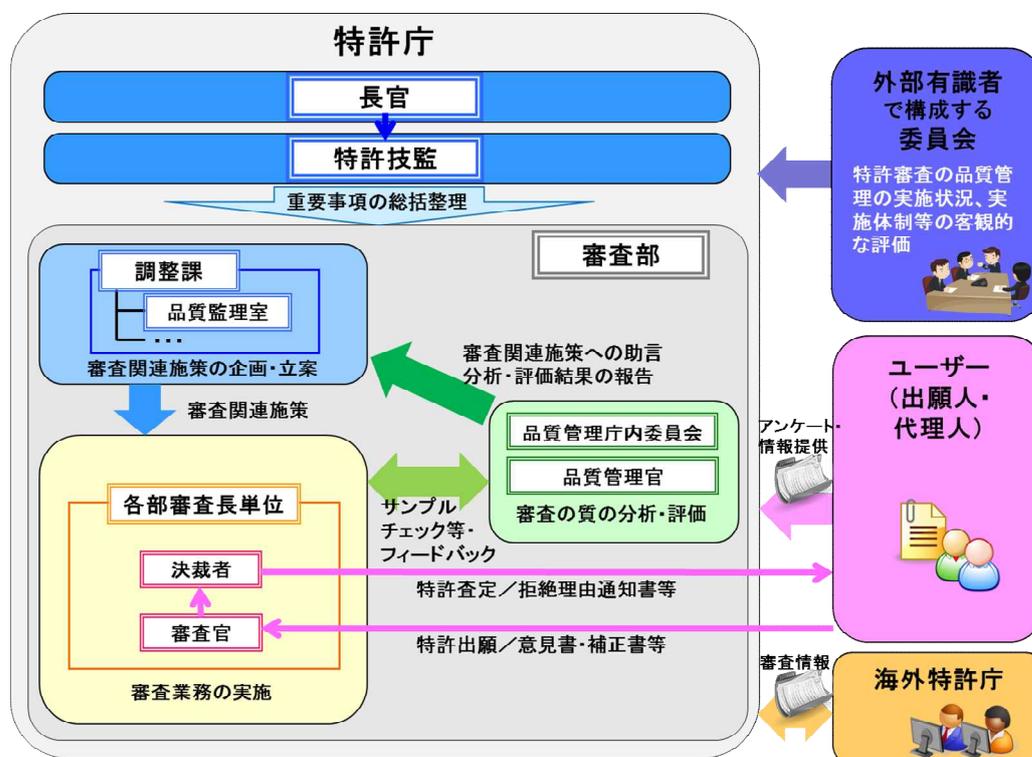


図3 品質管理システムの全体像

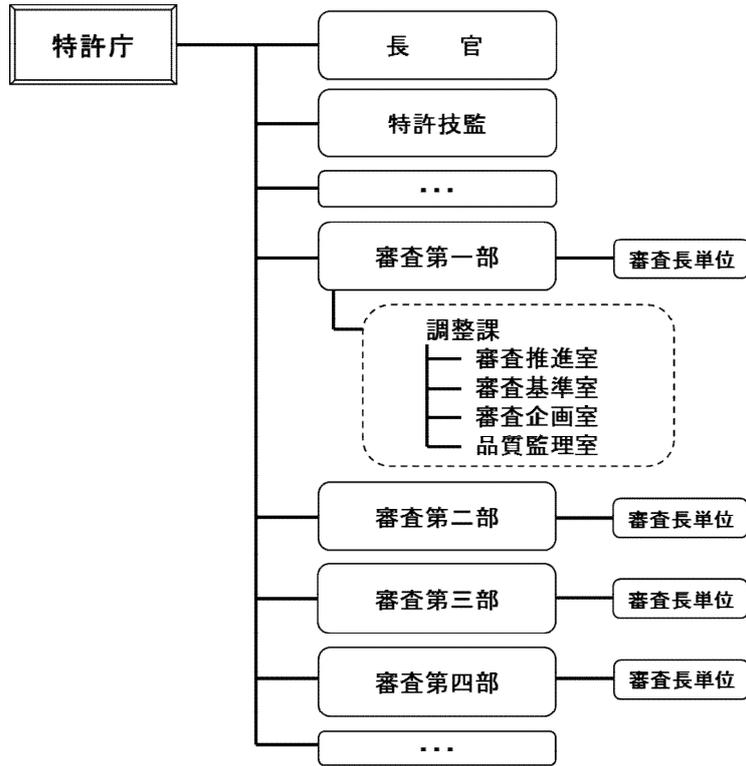


図4 品質管理に係る組織図

II. 審査部内の取組

以下では、上記 I. 2. (1) で述べた、審査部全体の P D C A サイクルに含まれる各種取組を説明する。

まず、一連の取組の中でも中核をなす特許審査業務の実施 [D O] について 1. で述べ、特許審査業務の評価 [C H E C K]、特許審査関連施策の検討・修正 [A C T]、特許審査の方針策定 [P L A N] を 2. ～ 4. で順に述べる¹⁰。

1. 特許審査業務の実施 [D O] (審査長単位における P D C A サイクル)

ここでは、主に特許審査の質を担保するための中心的な活動として、各審査長単位において行われる特許審査業務及びその質の維持・向上に資する取組を、P D C A (D C A P) サイクルに沿って説明する。

まずは、中核的な取組である審査官による特許審査業務の実施 [d o] から説明する。

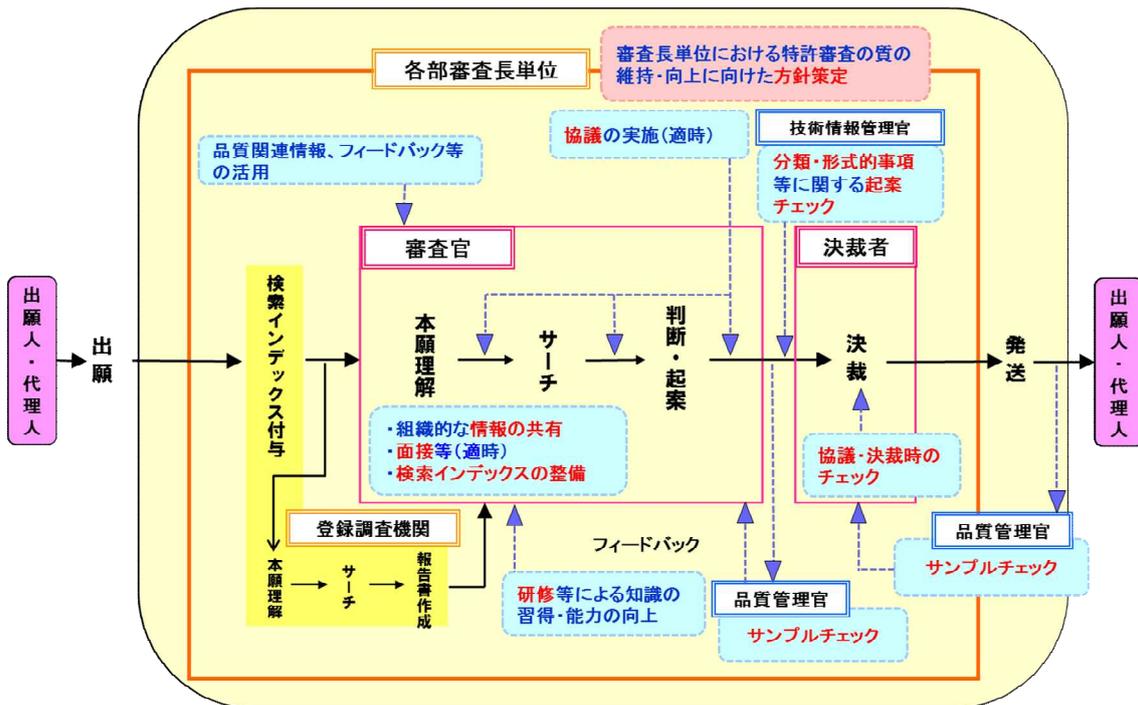


図5 審査長単位における特許審査業務の実施に係る取組

¹⁰ 特許庁は以前から P D C A サイクルを実践して業務改善に取り組んでおり、P L A N (計画) は毎年前年度のものを基礎として修正を加えて運用していること、P L A N の内容は D C A そのものであること、実務者にとって D O (実行) から始まった方が理解しやすいと考えられることから、D C A P の順で記載している。また、一般的に、P D C A サイクルという用語についても、D O を先頭にして D C A P サイクルと称されることもある。

(1) 審査官による特許審査業務の実施 [d o]

(i) 特許審査 (本願理解・サーチ・判断・起案)

・概要

審査官は、本願発明の理解、サーチ、判断及び起案からなる特許審査において、特許法等の関連法令、当該法令の適用についての基本的考え方をまとめた審査基準、及びその他の運用の取決めである各種指針に従い、業務内容に不備がないかを自らチェックしつつ、特許審査の各プロセスを遂行する。

具体的には、審査官は、

- ・ 本願発明の理解と認定
- ・ サーチの対象及び範囲の決定
- ・ サーチの実施
- ・ 新規性・進歩性等の特許要件の判断、並びに
- ・ 拒絶理由通知・特許査定等の起案

のいずれをも法令・指針等に従って統一的かつ的確に遂行する。また、事業戦略対応まとめ審査、面接審査、早期審査等を通じ、ユーザーニーズに的確に応えた特許審査を行う。

これにより、公平性、透明性及び一貫性があり、ユーザーに信頼されるような質の高い特許審査を出願ごとに着実に遂行することができ、全体として、幅広いニーズや期待に応えつつ、強く広く役に立つ特許権を設定し、他庁での特許審査に有用な審査結果を提供することが可能となる。

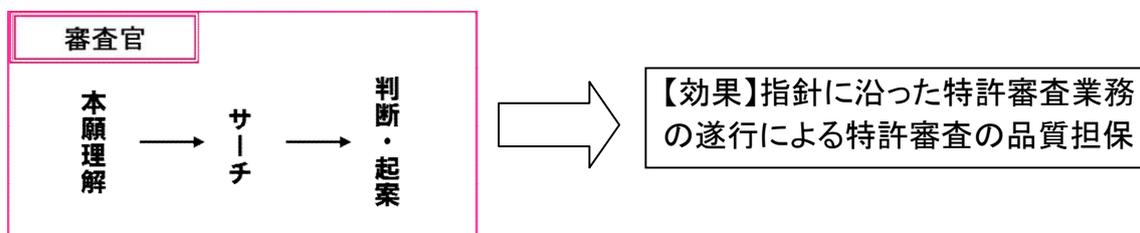
・担当

特許審査は、審査官が行う。各出願の特許審査を担当する審査官の指定及び変更は、主管審査長が主管部長の指示により行う。通常、主管審査長が予め各審査官にF I分類を割り振り、出願に付与されたF I分類に応じて担当を決める¹¹。

なお、登録調査機関によってサーチの下調査が実施されているものについては、審査官はその結果を活用する(Ⅲ. 3. (1) 参照)。

・参照先文書

審査基準、特許・実用新案審査ハンドブック、P C T国際調査及び予備審査ガイドライン



¹¹ 特許・実用新案審査ハンドブック05.01参照。

(ii) 協議

・概要

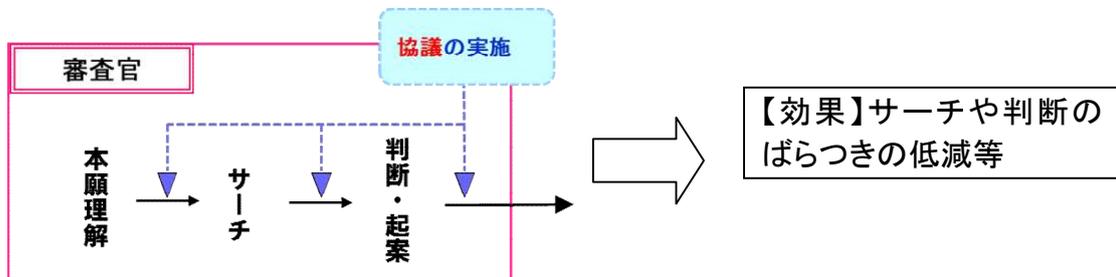
審査官は、様々な特許審査に係る事項について、必要に応じ他の審査官と協議を行う。協議は、審査官相互の知見を結集して、サーチノウハウ、知識等の共有化等を図った上で、迅速・的確な特許審査を行うことを目的として行われる。ただし、個別の出願の特許審査に関する最終判断は、あくまでも当該出願の特許審査を担当する審査官が自己の責任の下に行う。

審査官は、協議を自発的に行うほか、各審査部、各審査長単位又は各技術単位等が定めた所定の条件に当てはまる出願については必ず協議を行う。

協議の実施により、判断が困難な事項についても適切な判断がされることを確実にし、各審査官による特許審査をより客観的なものとして、審査官間のサーチや判断のばらつきを抑制することができる。その結果として、特許審査の公平性や一貫性を担保し、特許取得の予見性を高めることが可能となる。さらに、協議を通じ、本願発明の技術的特徴や技術水準等の専門的知見やサーチに用いる検索インデックス、シソーラス等といったサーチノウハウを共有することは、審査官の知識・能力の向上にもつながる。

・担当

協議は、担当審査官と協議者とで行う。協議者は、原則として、出願を担当する審査官が協議したい事項に応じて選択するが、審査部、審査長単位又は技術単位等の取組として特定の者（例えば審査長等）が指定される場合もある。



(iii) 面接等

・概要

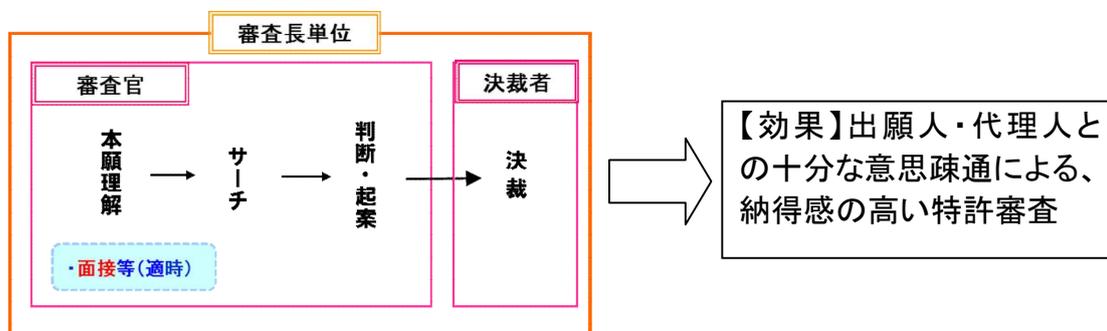
面接は、審査官又は代理人等のいずれかの要請に基づき、面接ガイドラインに沿って行われる。面接により、代理人等との間で特許審査に関わる意思疎通を図ることは、特許審査の質の維持・向上に資する。上記意思疎通を図るための電話・ファクシミリ等による連絡も同様である。

面接等において代理人等による本願発明と先行技術との対比説明や補正案等の説明を受けることにより、審査官と代理人等とがお互いの考えを正しく理解することができ、結果として、出願人にとって納得感の高い特許審査を実現することが可能となる。

・担当

代理人等との面接は、出願の特許審査を担当する審査官が行う。

- ・参照先文書
面接ガイドライン【特許審査編】



(iv) 検索インデックス付与

・概要

受理した出願（特許出願、実用新案登録出願、PCT国際出願）に対し、F Iハンドブック等に従い、適切な検索インデックスを付与（一元付与¹²）する。検索インデックスは、出願当初の明細書等に記載された事項に基づいて付与されるが、特許審査の過程を通じて、修正する必要がある場合には審査官により修正される。

出願に対し適切な検索インデックスの付与を行うことは、適切な審査長単位・審査官による特許審査につながる。また、検索インデックスの付与・修正を継続的に行うことで、常に適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されることになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、的確なサーチができ、結果として、強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

・担当

一元付与は、特許審査の効率化を目的として登録調査機関により実施されている（Ⅲ. 3. (2) 参照）が、一元付与以外は審査官が行う。

・参照先文書

F I分類表、F Iハンドブック、Fタームリスト、Fターム付与マニュアル¹³、IPC分類表、IPC定義¹⁴、IPC指針

¹² 出願直後の検索インデックス付与は、F I分類及びFタームを同時付与することになるため、特に「一元付与」という。

¹³ オンライン情報としてPMGSのFターム解説がある（※Fターム解説はFターム付与マニュアルを元に作成）。

¹⁴ IPC照会でIPCを入力した際に、「IPC定義」が含まれる技術分野については、右側に「定義」が表示される。

(2) 審査長単位における特許審査の質のチェック [c h e c k]

(i) 決裁

・概要

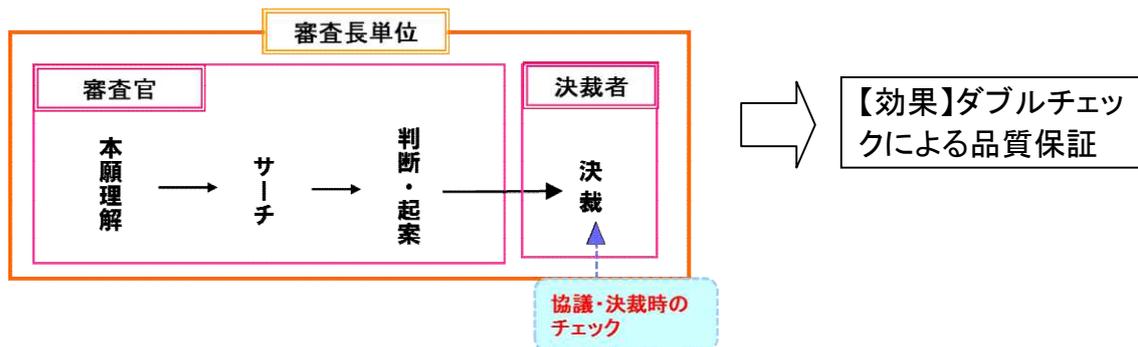
審査官による処分等は、決裁者による当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた特許審査の実体的・形式的チェックを受けて、当該処分等に係る書面が出願人に発送¹⁵される。

決裁者は、処分等が法令・指針等に適合しているか、及び、協議の実施状況等の品質管理に係る必要な手続を経ているかを確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行う¹⁶。

このように、審査官自身によるチェックに加えて、特許審査を決裁者がダブルチェックすることにより、当該処分等をより適切なものとし、各審査官が行う特許審査をより客観的なものとすることができ、結果として、審査官間でのばらつきを抑制することが可能となる。

・担当

決裁は、原則として担当審査長単位の審査長等が行う。



(ii) 分類・形式的事項等に関する起案チェック

・概要

決裁者による決裁に先立ち、技術情報管理官（担当技術分野の分類やP C T出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）は、特許査定並びに国際調査及び国際予備審査において審査官が作成した起案書面について、記載された分類及び形式的事項等をチェックし、必要に応じ、起案者に差し戻して修正を促す。

技術情報管理官が、分類や形式的事項を中心に決裁者との多重チェックを行うことにより、瑕疵の発生をより一層防止することができる。

・担当

特許査定並びに国際調査及び国際予備審査時において審査官が作成した起案

¹⁵ 査定の場合は送達、前置審査において特許査定をしない場合は長官報告がなされる。

¹⁶ 審査長等でない者が決裁を行う場合において、審査官に対する指導が必要と思われる処分等を発見した場合には、決裁者からの報告に基づいて審査長等が指導を行う。

書面に記載された分類及び形式的事項等のチェックは、技術情報管理官が行う。

(iii) P C T出願及び特許査定等のサンプルチェック

・概要

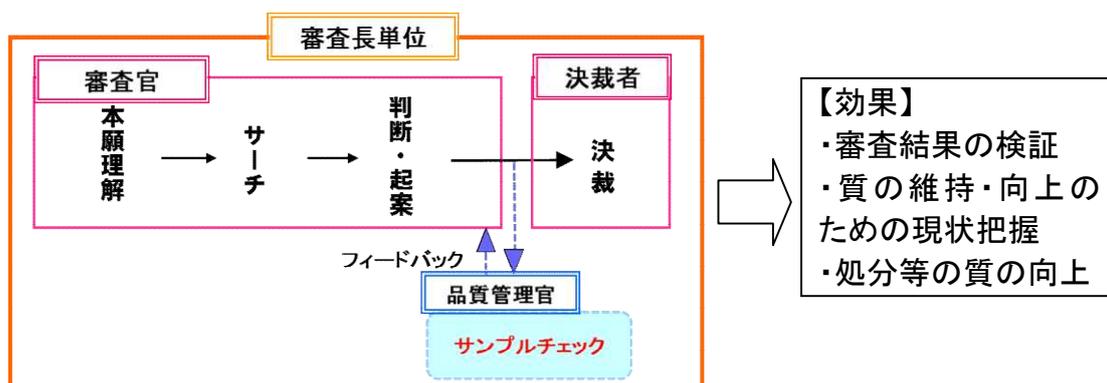
審査官によるP C T出願の国際調査及び特許査定等の処分等の一部は、決裁前にサンプル抽出され、品質管理官（担当技術分野における高い知識や判断力を有するチェック者）のチェックを受ける。品質管理官は、サンプル抽出した案件の処分等が法令・指針等に従って遂行されているかどうかのチェックを、品質管理官自身の再サーチによるサーチ内容のチェックも含めて実施し、その結果を審査官にフィードバックするとともに、不備があれば修正を促す。

このようなサンプルチェックの実施により、各審査官が行う特許審査をサーチの部分も含めてより客観的なものとすることができ、結果として、審査官間でのサーチや判断のばらつきを抑制することが可能となる。また、各審査官が実施する特許審査業務の改善を促し、これをよりの確なものとする事が可能となる。

・担当

P C T出願及び特許査定等のサンプルチェックは、当該案件の属する技術分野のサーチが可能な品質管理官が行い、当該案件を担当する審査長単位の審査長等及び必要に応じて品質管理庁内委員や他の品質管理官がチェック結果の確認を行う。

品質管理官は、チェック結果を審査官にフィードバックするとともに、品質監理室に報告し、品質管理庁内委員会・品質監理室は、問題点の種類等について分析を行う。



(3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務 [a c t]

(i) チェック結果等に基づく質の向上

・概要

審査官は、上記(2)(i)～(iii)のチェック結果のフィードバックを尊重し、必要に応じてフィードバックの意図を確認するなどして、差し戻された起案書面の修正や法令・指針等の再確認等を適宜行い、的確な特許審査業務の実施に努める。

- ・担当

フィードバックを受けた処分等の修正は、出願を担当する審査官が行う。

(ii) 組織的な情報の共有

- ・概要

審査長単位・技術単位は、業務を遂行する上で得られた知見の組織的な活用に努め、審査官間でのばらつきを抑制する。組織的な活用にあたっては、特許審査に関する知見の共有のための取組が重要であり、特に、サーチの改善に関する知見については、F Iハンドブック等への反映等により、組織内で共有することが有効である。

- ・担当

組織的な情報の共有は、主に審査長単位・技術単位において審査官が行う。

- ・参照先文書

F Iハンドブック

(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上

- ・概要

審査長等は、各審査官に対して、特許審査の質の向上の観点から当該審査官に必要となる研修の受講等を指導する。審査官は、研修の受講等により知識の習得・能力の向上を図るとともに、自身の業務について自主的に研さんを行う。

このような研修の受講等により、審査官の専門性を高めることができ、結果として、特許審査をよりの確なものとするのが可能となる。

- ・担当

審査官は、審査長等の指導の下、必要な知識の習得・能力の向上を図るべく研修の受講等をする。自己研さんは、審査官自身が積極的に行う。

(iv) 検索インデックスの整備

- ・概要

F I分類表の改正・F タームリストのメンテナンス等を、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ、必要に応じて実施する。これに伴って、検索インデックスが既に付与されている文献について、検索インデックス再解析が行われる。また、審査官は、特許審査（特にサーチ）の過程で、データベースに格納された文献に付与された検索インデックスの情報を必要に応じて随時修正する。さらに、審査官は、F IのベースとなるIPC改正に関する国際的な議論にも携わる。

このような整備を、各審査長単位・技術単位及び各審査官が継続的に行うことにより、常に適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されるようになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、的確なサーチができ、結果として、特許審査の質の維持・向上に伴う強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

- ・担当

F I 分類表の改正・F タームリストのメンテナンス等は、審査長単位・技術単位等で行う。検索インデックスの修正は、各審査官が主体的に行う。検索インデックスの再解析は、審査官又は民間事業者が行う（Ⅲ. 4. 参照）。

(v) レビュー結果等に基づく質の向上

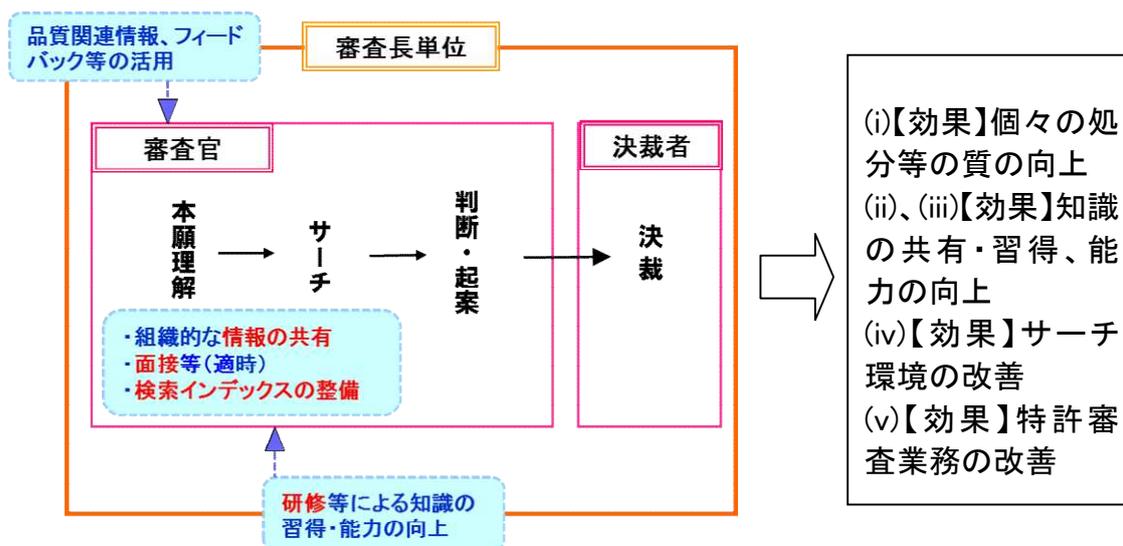
・概要

審査長単位は、レビュー結果（下記2.（2）（ii）参照）及び収集した品質関連情報等（下記2.（1）参照）を踏まえ、特許審査の質の維持・向上のための施策を検討し、特許審査業務の改善を図る。また、各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容と同様のエラーを生じさせないように対処する。

審査長単位における特許審査業務の改善により、法令・指針等に沿った、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査業務の遂行が可能となる。

・担当

特許審査業務の改善は、各審査部部長の下、各審査長単位・審査官が行う。



(4) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [p l a n]

・概要

各審査長単位においては、審査部全体の方針に従いつつ、各審査部部長の下、それぞれが担当する技術分野の事情等に応じた独自の取組を定める。

その結果、幹部のリーダーシップの下、各審査長単位において現状の把握及び各種取組による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の特許審査の持続的な提供が可能となる。

2. 特許審査業務の評価 [CHECK]

ここでは、特許審査の質の維持・向上のため、審査長単位の外部の審査部で審査部全体の取組として行われる特許審査業務の評価のための取組について説明する。

特許審査の質を継続的に維持・向上させていくためには、審査部全体として特許審査の質に関する現状を分析・評価（CHECK）し、事実を把握することが必須である。このため、品質監理室及び品質管理庁内委員会は、各種情報の収集・分析・評価業務を行い、現状把握や問題点の抽出に努める。

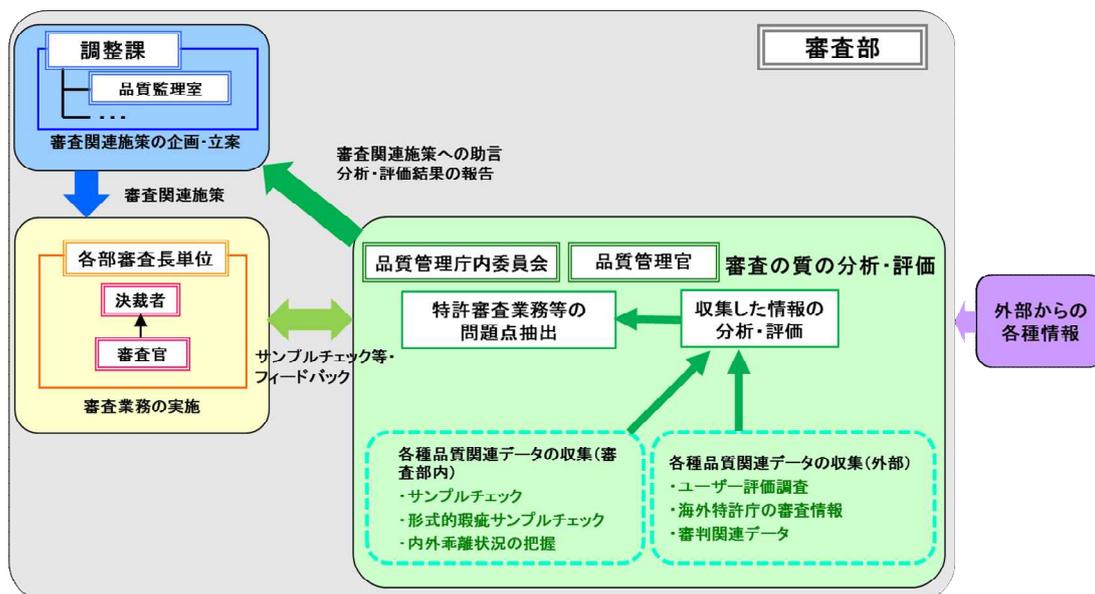


図6 特許審査業務の評価に係る取組（品質監理室・品質管理庁内委員会）

(1) データ収集・分析

(i) PCT出願及び特許査定等のサンプルチェック（再掲、上記1. (2) (iii) 参照）

・概要

品質管理官は、サンプル抽出した処分等が法令・指針等に従って遂行されているかをサーチ内容も含めて確認し、その結果を品質監理室に報告する。品質管理庁内委員会・品質監理室は、問題点の類型等について分析を行う。

(ii) 形式的瑕疵サンプルチェック

・概要

品質監理室は、決裁後の起案書面（特に拒絶理由通知書）をサンプル抽出し、当該書面に形式的瑕疵があるかを調査する。その結果を受け、品質管理庁内委員会・品質監理室は、起案時に生じやすい形式的瑕疵、起案時や決裁時に特に留意すべき事項について分析を行う。分析結果は、業務改善及び施策検討のために審査長単位等に提供される。また、個別のサンプルチェック結果は、審査

長等にフィードバックされる。

(iii) ユーザー評価調査に基づく質に関するユーザーニーズの把握

・概要

ユーザーニーズを把握するため、特許審査の質に関するユーザー評価調査を行い、特許審査全般及び個別出願の特許審査について、質に対する評価やその理由等に関する分析を行う。評価結果の分析にあたり、評価調査を通じて指摘のあった個別出願に関する情報の分析も行う。分析結果は、業務改善及び施策検討のために審査長単位等に提供されるとともに、外部に公表される。また、上記指摘のあった個別出願に関する分析結果は、当該出願を担当した審査長単位にフィードバックされる場合がある。

なお、特許庁とユーザーとの間で実施されている意見交換会においても、質に関するユーザーニーズを聴取している（Ⅲ. 1. 参照）。

・担当

ユーザー評価調査は、品質監理室が行い、結果の分析は、品質管理庁内委員会・品質監理室が審査長等と協力して行う。

・参照先文書

特許庁ホームページ「平成 25 年度 特許審査等の質についての ユーザーアンケート報告書」

(iv) 内外乖離状況等の把握

・概要

品質管理庁内委員会は、特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行う。また、上記出願のうち、国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を我が国特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違（内々乖離）がある出願については、その要因の分析も行う。

さらに、品質管理庁内委員会は、内外乖離の分析の進捗状況等を踏まえ、審査段階で提示されなかった無効審判・侵害訴訟・拒絶査定不服審判における引用文献について、当該引用文献を審査段階で発見できなかった要因の分析を行う。

これらの分析結果は、業務改善及び施策検討のために審査長単位等に提供される。

(v) 審判関連データの収集

・概要

品質監理室は、審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ及び無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供する。審査長単位では、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握する。

また、審査長単位には審判部から、個別出願に対する審理結果が通知されるので、審査長単位は、この情報を分析し特許審査の質の向上に活用する。

(vi) 各種品質関連の取組の結果等の収集

・概要

品質監理室は、上記 (i) ～ (v) の品質関連情報を収集するほか、審査長単位における質の維持・向上活動に係る現状を把握するため、審査長単位における品質関連の取組（協議等）の実施状況・結果の情報を収集する。

(2) データ分析結果の評価

(i) 特許審査業務等の問題点抽出

・概要

品質管理庁内委員会は、上記 (1) において収集した各種データの分析結果に基づき、特許審査業務等において改善すべき点を明らかにし、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、調整課内関連部署（調整課企画調査班、審査推進室、審査基準室、審査企画室、品質監理室）に情報提供する。

(ii) レビュー（取組報告、中間レビュー）

・概要

調整課内関連部署及び各審査部は、特許審査に関する品質管理システムが継続して適切かつ有効であることを確認するため、特許審査の質の状況及び各種取組の実施結果の評価（上記 (1) 及び (2) (i) の結果等）を定期的にレビューする。レビュー結果は、それぞれ、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、調整課内関連部署・各審査長単位で共有される。

・担当

レビューは、特許技監・各審査部部長の下、調整課内関連部署及び各審査部が行う。

3. 特許審査関連施策の検討・修正 [ACT]

上記2. で述べた取組（CHECK）により、特許審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて必要があれば各種業務を改善（ACT）し、その後の計画に的確に反映（PLAN）する必要がある。

最終的な次年度の取組の策定のため、各種施策の企画・立案は、調整課内関連部署において行われる（ACT）。また、年度の途中で質に関するフィードバック（中間レビュー等）が審査長単位に対してなされる場合には、各審査長単位は、必要に応じて特許審査業務の改善（act）を行う。

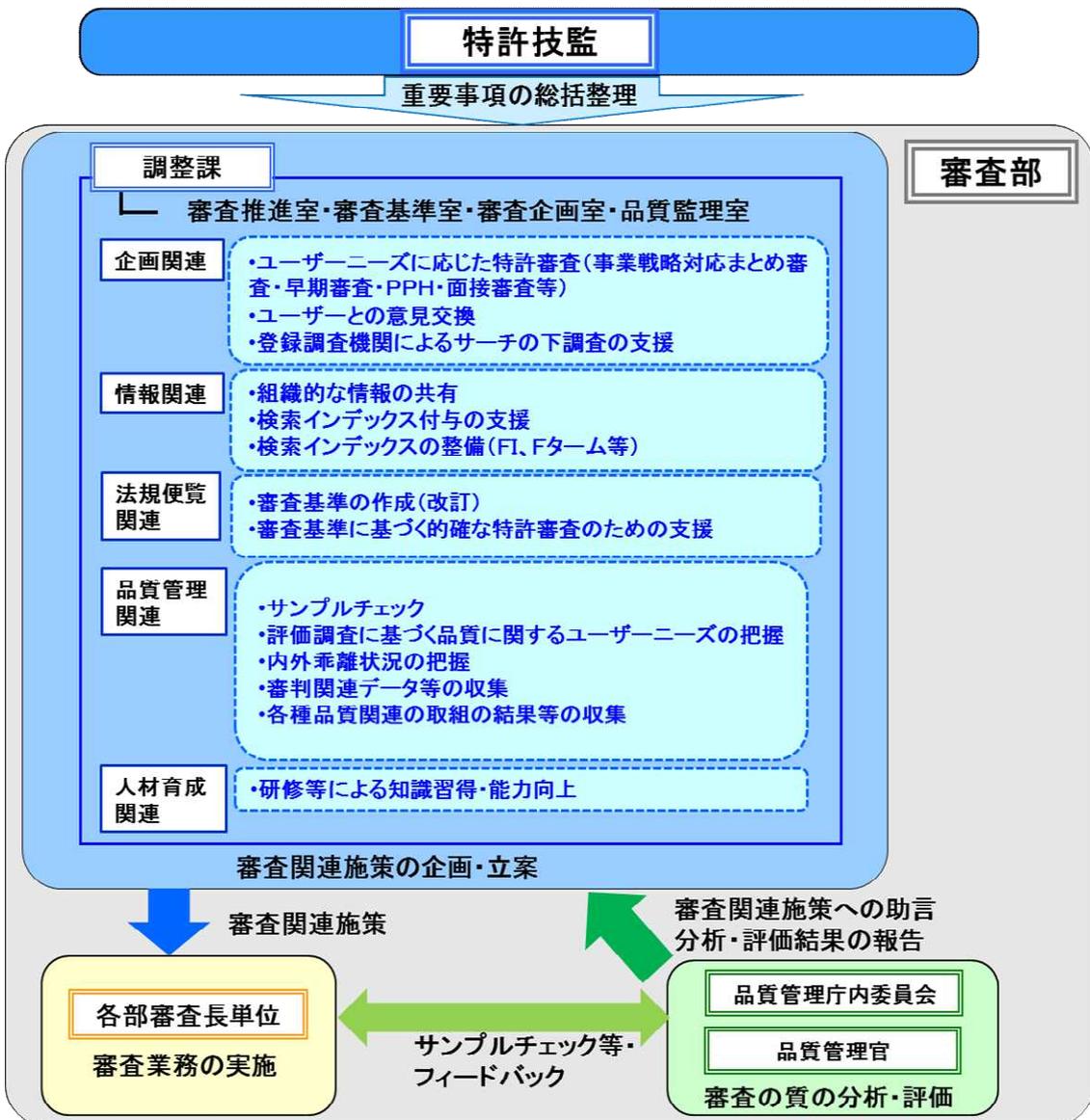


図7 特許審査関連施策の検討・修正及び特許審査の方針策定に係る取組（調整課内関連部署、特許技監）

(1) 審査基準の作成(改訂)・公開

・概要

特許審査が一定の基準に従って公平に行われるように、制度改正、新たな判例、技術の進展、国際情勢の変化等に応じて、特許法等の関連法令の適用について基本的な考え方をまとめた審査基準を作成(改訂)する。審査基準の作成(改訂)は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会WGでの審議を含め、庁内外の意見を踏まえて行う。また、作成(改訂)した審査基準は、外部に公開する。

審査基準の作成(改訂)は、質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理の基本原則である品質ポリシーを尊重して進める。

・担当

審査基準の作成(改訂)に関する業務は、審査基準室が行う。

(2) 特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討

・概要

特許庁の調整課内関連部署は、レビューにおいて得られた情報、ユーザーニーズを含む品質監理室から提供された情報、審査長等や審査官などから寄せられた意見・提案等を踏まえて、上記審査基準の作成(改訂)・公開の他、各種の施策を企画・立案する(具体的な施策例については図7参照)。

・担当

特許審査に関する各種施策の企画・立案は、調整課内の各関連部署が行う。

4. 特許審査の方針策定 [PLAN]

調整課内関連部署が検討した施策等については、特許技監が総括整理し、次の(a)～(d)の事項を含む審査部全体の特許審査に関する方針を策定する(図7参照)。

- (a) 品質ポリシーの策定及び改訂に関する事項。
- (b) 特許審査の質の維持・向上のための施策の策定及び改善に関する事項。
- (c) 特許審査の質の維持・向上のための施策の実施のための体制の充実及び配分に関する事項。
- (d) 上記(a)～(c)に関する定期的なレビュー及びレビュー結果の公表に関する事項。

その結果、幹部のリーダーシップの下、現状把握及び各種施策の企画・立案による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の特許審査の持続的な提供につながる。

Ⅲ. 外部関係者との協力

質の高い特許権を設定するためには、質の高い特許審査が求められることはもちろんであるが、発明の特徴や文献公知発明を適切に開示する明細書等の作成等、出願人側の協力もまた重要である。つまり、出願人・代理人は、明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実を通じて、特許審査の質の向上ひいては特許権の質の向上に貢献し得る。また、特許庁は、一部のサーチや検索インデックス付与といった業務について、外部能力を活用している。これら外部能力の向上も、特許審査の質の向上にあたり重要である。ここでは、外部関係者との協力について説明する。

1. ユーザーとの意見交換

・概要

特許庁は、各企業や業界団体等のユーザーとの直接的な意見交換を積極的に行う。当該意見交換において、特許審査の質の維持・向上のための施策やユーザー自身の特許出願や審査請求の状況、特許率、拒絶に関する状況等の情報を提供する。また、特許審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

また、特許庁は、意見交換等の機会を通じ、特許審査の質に問題があったと思われる個別出願についての情報提供を受け、当該情報を施策検討等に活用する。

以上により、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し、ユーザー目線から見た特許審査の品質向上を図る。

・担当

ユーザーとの意見交換は、特許庁長官、特許技監、審査部部長、審査長等及び審査官等が行う。特許審査の質に問題があったと思われる個別出願に関するユーザーから提供された情報は、品質監理室が各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

2. 出願人・代理人等による明細書等の質の向上、サーチの充実等

・概要

明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実は、上記のとおり、特許審査の質の向上ひいては特許権の質の向上にあたり重要である。そのため、特許庁は、出願人・代理人等に審査基準、検索インデックス及びサーチ等に関する説明会又は研修を実施するとともに、出願前のサーチに資する情報を提供する（工業所有権情報・研修館（INPIT）を通じて実施・提供するものを含む）。また、上記意見交換等を通じて、明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実等を出願人・代理人に要請する。

- ・担当

審査基準や検索インデックスに関する説明会は、審査基準室又は審査企画室が行う。また、調整課内関連部署は、工業所有権情報・研修館（INPIT）が実施する審査基準やサーチ等に関する研修や、同館が提供するIP・eラーニングの学習教材の作成に対して、必要な情報の提供を行う。明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実に関する出願人・代理人等への要請は、審査部部長、審査長等、審査官が行う。

3. 登録調査機関によるサーチ・検索インデックス付与等の質の向上

（1）登録調査機関によるサーチ

- ・概要

特許庁は、特許審査において審査官が行うサーチについて、その下調査となるサーチを登録調査機関に発注している。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図るために、かかるサーチ結果を評価して、これを当該機関にフィードバックするとともに、当該機関との間で定期的に協議を行い、必要に応じて改善を促す。

また、特許庁は、評価結果を踏まえて発注先の登録調査機関を選定することにより、かかるサーチの結果物である検索報告書の質の維持・向上を図っている。

こうした取組により、登録調査機関による下調査としてのサーチの質の向上が図られ、特許審査の効率化や質の維持・向上が可能となる。

- ・担当

下調査の評価は、審査官及び審査長等が行い、登録調査機関との協議は、審査長等がそれぞれ行う。審査推進室等は、登録調査機関による下調査事業に関する各種施策を企画・立案するとともに、当該事業全体を管理する。

（2）登録調査機関による一元付与

- ・概要

特許庁は、受理した出願に対する検索インデックス付与（一元付与）を登録調査機関に発注している。一元付与においては、サーチの際に利用される要約書のチェックも実施し、不備のある場合には修正を行う。

審査官は、登録調査機関による検索インデックス付与の質の維持・向上を図るために、登録調査機関により付与された検索インデックスをサンプルチェックするとともに、必要に応じて連絡票を作成し、当該機関に改善すべき点等をフィードバックする。サンプル率は、審査長等がサンプルチェック結果の統計データや個々の事情等を総合的に勘案して設定する。また、審査長等は、登録調査機関の分類指導者と定期的に協議を行い、必要に応じて改善を促す。

こうした取組により、登録調査機関により付与される検索インデックスの質の向上が図られ、適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されるようになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、

的確なサーチができ（Ⅱ．１．（１）（iv）参照）、特許審査の質の維持・向上に伴う強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

- ・担当

一元付与により付与された検索インデックスのサンプルチェック及びフィードバックは、審査官及び審査長等が行い、登録調査機関との協議は、審査長等が行う。審査推進室、審査企画室等は、一元付与に関する各種施策を企画・立案するとともに、一元付与事業全体を管理する。

4. 民間事業者による検索インデックス等の再解析の質の向上等

- ・概要

特許庁は、検索インデックス（F I・Fターム等）の再解析の一部を民間事業者に発注している。

検索インデックスの再解析の質の維持・向上を図るために、審査官は、民間事業者により付与された検索インデックスについて、正確性やエラー等の問題点の有無の確認のためにサンプルチェック又は全件チェックを行うとともに、必要に応じて連絡票を作成し、当該民間事業者に改善すべき点等をフィードバックする。

このように再解析に関する業務を的確に行うことによって、適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されるようになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、的確なサーチができ、特許審査の質の維持・向上に伴う強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

- ・担当

民間事業者により付与された検索インデックスのサンプルチェック・全件チェック及びフィードバックは、審査官及び審査長等が行う。審査推進室等は、検索インデックスの再解析に関する各種施策を企画・立案するとともに、当該事業全体を管理する。

5. 特許審査に関する情報提供

- ・概要

特許審査に有益な情報の提供は、より迅速・的確な特許審査に役立つ。そのため、特許庁では、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していないなどの情報提供を何人からも広く受け付けている。提供された情報の利用状況については、情報提供者の希望によりフィードバックを行う。

- ・参照先文書

特許・実用新案審査ハンドブック 11. 01

特許庁ホームページ「情報提供制度について」

IV. 国際的な取組

円滑かつグローバルな事業展開を支援するためには、特許庁のみならず、他庁においても、特許審査の質の維持・向上が図られることが重要である。そのため、国際的に信頼される質の高い特許権の設定に資するよう、自らの特許審査の質を維持・向上させて、審査結果を早期に発信するとともに、特許審査の質の維持・向上に関する国際的な取組を積極的に推進し、国際的な特許審査の質の向上に貢献する必要がある。また、特許庁の審査結果の他庁における利用を容易にする環境を整備すること、特許庁と他庁が相互に審査結果を利用することも重要である。

ここでは、特許審査の質の維持・向上に関する国際的な取組について説明する。

1. 他庁への審査結果の提供（PCT国際調査報告、PPH等）

・概要

特許庁は、国際調査・国際予備審査及びJP-FIRST¹⁷をはじめとするグローバル出願の特許審査を適時に行い、ドシエアクセスシステム等を通じて審査情報を他庁に提供する。

また、質の高い審査結果等の提供を通じ、PPH申請がなされた出願等に関する国際的なワークシェアリングの推進を図る。

こうした取組により、出願人の海外における円滑な権利取得を支援するとともに、国際的な特許審査の質の向上に貢献することが可能となる。

・担当

審査官が行った審査結果等の情報の他庁への提供に関する取組は、審査企画室等が策定する。

2. 他庁との品質管理システムに関する情報共有・共同研究等（品質ポリシーや質の向上施策の国際展開）

・概要

特許庁は、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合及びWIPOフォーラムといった多国間会合に積極的に参加する中で、他庁と情報を共有し、得られた情報を特許庁の品質関連施策の企画・立案に活用するとともに、他庁との品質関連の協力を通じて国際的な議論をリードし、各種品質関連情報の取得や国際的な制度改善に貢献する。また、他庁との国際審査官協議等の機会を

¹⁷ JP-FIRST : JP - Fast Information Release Strategy

パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、出願日から2年以内に審査請求されたものを、他の出願に優先して審査着手し、特許庁の審査結果を世界に発信する施策。

通じ、特許庁と他庁が互いの特許審査実務をよりよく理解することで、相互に審査結果を容易に利用できるようにする。

上記会合や国際審査官協議において、特許庁は、品質ポリシーや質の向上施策・取組を他庁に紹介し、国際的なサーチ・審査品質の向上に貢献するとともに、特許庁の特許審査の質への信頼感を醸成する。

こうした取組により、特許庁と他庁が相互に審査結果を利用しつつ各国の特許審査の質のばらつき低減を図ることができ、結果として、出願人の海外における権利取得の予見性を高め、国際的な特許審査の質の向上に貢献することが可能となる。

・担当

国際会議等での品質関連の協力に関する取組の策定及び実施は品質監理室が行う。国際審査官協議に関する取組の策定は審査企画室等が行い、その実施は審査長単位又は審査官が行う。

V. 用語の定義

本品質マニュアルで用いられる用語の意味は、下記のとおりである。

特許庁	特に断りがない限り、日本国特許庁。
他庁	日本国特許庁以外の海外の特許庁。
審査部	審査第一部、審査第二部、審査第三部又は審査第四部を指す。ただし、本品質マニュアルのカバーする範囲は、特許審査に関わる部署のみを含む。
審査部部长	審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長又は審査第四部長を指す。
審査長	特に断りがない限り、審査長及び審査監理官。
審査長等	審査長、技術担当室長及び主任上席審査官。
主管部長／主管審査長	特定の技術に関する特許審査を所掌する部長／審査長。
審査長単位	審査長が分掌する特定の技術の特許審査を行う審査官が所属する単位。審査室という場合もある。
技術単位	審査長の担当する技術のうち、更に2～3程度に細分化された各技術の特許審査を行う審査官が所属する小単位。当該小単位の一部については、技術担当室長がその事務を行う。
調整課内関連部署	調整課企画調査班、並びに、審査推進室、審査基準室、審査企画室及び品質監理室。
特許審査	特に断りがない限り、発明の審査（国際調査及び国際予備審査含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。本願理解、サーチ、判断及び起案からなる。
特許審査業務	特許審査及びその関連業務。
サーチ	先行技術調査。
処分等	特許査定、拒絶査定及び特許法第53条に規定する補正の却下の決定等の処分に加え、拒絶理由通知等の中間処理、前置審査報告、国際調査報告及び国際予備審査報告並びに実用新案技術評価書等の作成を含む。

明細書等	特許出願については、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面を、実用新案登録出願については、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面を、PCT国際出願については、明細書、請求の範囲及び必要な図面を意味する。
検索インデックス	F I ・ F ターム ・ I P C ・ フリーワード等。
施策	調整課内関連部署において企画・立案された、実行すべき計画を意味する。
取組	上記施策を含めた、各審査部、審査長単位、技術単位、審査官といった各レベルが行う業務を指すが、特に、特定の観点で業務を説明する場面でこの用語を用いる（例. 質の向上のための取組）。
法令・指針等	関係する条約、法令及び各種指針。
指針	条約及び法令以外の、審査基準、各種ガイドライン等の特許審査業務を行う上で参照されるべき文書。

参考 1

特許審査に関する品質ポリシー

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い特許権の設定に向けた特許審査^(注)の品質管理の基本原則を示したものです。特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の特許審査の実現に取り組めます。特許審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

(注) 発明の審査（PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備審査を含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。

強く・広く・役に立つ特許権を設定します：

特許庁は、グローバルな知的財産保護を支援すべく、後に無効にならない強さと発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な特許権を設定します。

幅広いニーズや期待に応えます：

特許庁は、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。特許審査に関わる全ての職員は、出願人・代理人等との意思疎通を積極的に図りつつ、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査を行います。

全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます：

特許庁は、特許審査に関わる全ての職員の質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の特許審査の質の向上に向けた取組を推進します。また、特許制度に関わる方々と協力関係を確保し、協働して特許審査の質の維持・向上を図ります。

国際的な特許審査の質の向上に貢献します：

特許庁は、特許審査に関する国際的な取組を積極的に推進するとともに、有用な審査情報を海外の特許庁に提供することにより、国際的な特許審査の質の向上に貢献します。

継続的に業務を改善します：

特許庁は、世界最高品質の特許審査を持続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日常業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、特許審査に関わる全ての職員の自主的な研さんを奨励し、職員の知識・能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

平成 26 年 3 月 特許庁

参考 2

品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組の対応表

品質ポリシー		品質マニュアルに記載された取組	
		記載箇所	関連する取組
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな事業展開を支援 ・イノベーションを促進 	はじめに II. 1. 品質ポリシーとの関係	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質ポリシーは質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理の基本原則 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、審査業務を遂行 		
特許権の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・強く(安定性)広く(技術レベルや開示に見合う権利範囲)役に立つ(世界に通用する有用な)特許権 	II. 1. 特許審査業務の実施[DO]	<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(II. 1. (1)(i)) ・協議(II. 1. (1)(ii)) ・面接等(II. 1. (1)(iii)) ・検索インデックス付与(II. 1. (1)(iv)) ・決裁(II. 1. (2)(i)) ・分類・形式的事項等に関する起案チェック(II. 1. (2)(ii)) ・PCT出願及び特許査定等のサンプルチェック(II. 1. (2)(iii))
ニーズや期待	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の利益と満足に資する ・特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重 	II. 2. (1)(iii) ユーザー評価調査に基づく品質に関するユーザーニーズの把握 III. 1. ユーザー等との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー評価調査に基づく品質に関するユーザーニーズの把握(II. 2. (1)(iii)) ・ユーザー等との意見交換(III. 1.)
	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人・代理人等との意思疎通 	II. 1. 特許審査業務の実施[DO]	<ul style="list-style-type: none"> ・面接等(II. 1. (1)(iii))
	<ul style="list-style-type: none"> ・条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査 	II. 1. 特許審査業務の実施[DO] II. 3. 特許審査関連施策の検討・修正[ACT]	<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査業務の実施[DO](II. 1.) ・審査基準の作成(改訂)公開(II. 3. (1))
職員の取組、関係者との協力	<ul style="list-style-type: none"> ・質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の特許審査の質の向上に関する取組を推進 	II. 1. 特許審査業務の実施[DO] II. 1. (3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務[act] II. 1. (4) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定[plan]	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官による特許審査業務の実施[do](II. 1. (1)) ・チェック結果等に基づく質の向上(II. 1. (3)(i)) ・組織的な情報の共有(II. 1. (3)(ii)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(II. 1. (3)(iii)) ・検索インデックスの整備(II. 1. (3)(iv)) ・審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定[plan](II. 1. (4))
	<ul style="list-style-type: none"> ・特許制度に関わる方々と協力関係を確保、協働 	III. 外部関係者との協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー等との意見交換(III. 1.) ・出願人・代理人等による明細書等の質の向上、サーチの充実等(III. 2.) ・登録調査機関によるサーチ・検索インデックス付与等の質の向上(III. 3.) ・民間事業者による検索インデックス等の再解析の質の向上等(III. 4.) ・特許審査に関する情報提供(III. 5.)
国際的な品質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な取り組みを積極的に推進 ・有用な審査情報を海外の特許庁に提供 	IV. 国際的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・他庁への審査結果の提供(PCT国際調査報告、PPH等)(IV. 1.) ・他庁との品質管理システムに関する情報共有・共同研究等(品質ポリシーや質の向上施策の国際展開)(IV. 2.)
継続的な業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・世界最高品質の特許審査を持続的に提供 ・現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善 	II. 2. 特許審査業務の評価[CHECK] II. 3. 特許審査関連施策の検討・修正[ACT] II. 4. 特許審査の方針策定[PLAN]	<ul style="list-style-type: none"> ・データ収集・分析(II. 2. (1)) ・データ分析結果の評価(II. 2. (2)) ・審査基準の作成(改訂)公開(II. 3. (1)) ・特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討(II. 3. (2)) ・特許審査の方針策定[PLAN](II. 4.)
職員の知識・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務や研修を通じて人材の育成 ・職員の自主的な研さんを奨励 	II. 1. 特許審査業務の実施[DO] II. 1. (3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務[act]	<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(II. 1. (1)(i)) ・協議(II. 1. (1)(ii)) ・決裁(II. 1. (2)(i)) ・分類・形式的事項等に関する起案チェック(II. 1. (2)(ii)) ・PCT出願及び特許査定等のサンプルチェック(II. 1. (2)(iii)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(II. 1. (3)(iii))
品質ポリシーのレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上 	II. 3. 特許審査関連施策の検討・修正[ACT]	<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討(II. 3. (2))